



# 新津商工会議所

NO. 264 2008年 6月25日

## CCI EXPRESS

NIITSU CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

TEL 22-0121 FAX 25-2332  
Email : n-cci @ fsinet.or.jp  
URL : http://www.niitsu.or.jp/

### 上期源泉税相談会開催

専従者や従業員に給料を支給している青色事業者のうち、納期特例の適用を受けている方々を対象に、源泉所得税の事務相談会を開催いたします。

日時 7月7日(月)・7月8日(水)  
9:00~12:00 / 13:00~16:00

場所 新津商工会議所 3F

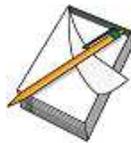
相談料 無料

持参するもの

- ・給与支払明細書
- ・一人別源泉徴収簿  
(平成20年上期分記入してきて下さい。)
- ・源泉納付書(19年分決算書に同封の印字されたもの)

主催 新津商工会議所中小企業相談所

共催 新津青色申告会 (記:牛田)



パートさんを雇用している皆さんへ

### 改正パートタイム労働法

~20年4月1日から施行されています~

日時: 7月15日(火)  
13:30~15:00

場所: 一楽

受講料: 会員 無料・非会員 3千円

主要内容: パートタイム労働者の雇用管理上のポイント等について分かりやすく説明します。ぜひご参加ください。

対象者: 経営者・幹部・人事労務担当者様

講師: 社会保険労務士 金子勉氏  
お申込、お問い合わせは新津商工会議所



### 7月パソコン講座 開催スケジュール(定員6名)

Windows Vista(ウィンドウズビスタ)搭載の新型PC導入!

.....  
・初歩の初歩コース「Windows Vista」  
7月15日(火)~17日(木) 14:00~

.....  
・ワープロ(初級)コース「Word2007」  
7月15日(火)~17日(木) 18:00~

.....  
各コース共に受講料とテキスト代が掛かります。

### 新津商工会議所 各種相談会

新潟県信用保証協会定例相談会  
7月1日(火)・8月5日(火)

国民生活金融公庫定例相談会  
7月9日(水)・8月12日(火)

IT化相談日  
7月11日(金)・8月8日(金)

## 第2回 会員親睦ゴルフコンペのご案内

開催日 9月25日(木)  
会場 新津カントリークラブ  
定員 80名  
参加費 3,000円/人



(プレー費・食事代とともに当日フロント精算)  
表彰式 プレー終了後、クラブハウスにて行います。  
申込方法 氏名、事業所名、TEL、生年月日をお知らせ下さい。  
申込締切 9月12日(金)又は定員になり次第  
その他 詳細はホームページをご参照下さい。

## 金融情報(平成20年6月18日現在)

### 新潟市制度融資の概要

地方産業育成資金	1,000万円	運転設備	5年 7年	保証付 2.10%~2.30% 保証無 2.60%
一般融資	2,000万円	運転設備	7~8年	保証付 2.20% 保証無 2.70%
夏期・年末資金	700万円	運転	6ヶ月	保証付 1.90% 保証無 2.40%
商店街等活性化対策資金	資金用途等により異なる	運転設備	7年	保証付 2.00% 保証無 2.50%
無担保無保証人融資	1,000万円	運転設備	7~10年	2.20%

### 国民生活金融公庫の融資概要

普通貸付	4,800万円	運転設備	5年以内	2.65%
教育資金貸付	200万円	教育資金	10年	2.25%
経営改善貸付	1,000万円	運転設備	5年 7年	2.35%

【新潟市制度融資の受付は、新潟市秋葉区役所か当所へ(当所は地方産業育成資金・一般融資・無担保無保証人融資のみ)、夏期・年末資金は取引銀行まで、その他9制度融資あり。国民生活金融公庫の申込は当所か公庫新潟支店(TEL025-228-2152)まで】

## 7月1日から最低賃金法が変わります

「最低賃金法の一部を改正する法律」が平成20年7月1日に施行され、派遣労働者への適用関係や最低賃金の決定基準、罰金の上限額などが改正されます。

### 改正の概要

- 派遣労働者の最低賃金は派遣先の地域別(産業別)最低賃金が適用されます。
- 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護の施策との整合性にも配慮することとなります。
- 最低賃金の不払いの罰金額が変わります。
- (1)地域別最低賃金額以上の賃金が支払われない場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられます。
  - (2)産業別最低賃金の不払いについては、労働基準法の賃金の全額払い違反の罰則(罰金の上限額30万円)が適用されます。
- 最低賃金の適用除外規定が廃止され、最低賃金の減額特例規定が新設されます。なお、施行日時点で既に最低賃金の適用除外の許可を受けている労働者についても、使用者は施行日から1年の間に改めて減額特例の許可を受け直す必要があります。

お問い合わせ先  
新潟労働局賃金室 TEL:025-234-5924